

## 建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成22年11月30日(火曜日)  
午前11時15分～午前11時23分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 馬屋原 眞 一 委員長 萬代 泰生 副委員長  
河村 淳 委員 村上 健二 委員  
田邊 諄 祐 委員 下井 克己 委員  
岩本 明 央 委員 有道 典 広 委員  
秋山 哲 朗 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
重村 暢 之 局長 岩崎 敏 行 主 査  
岡崎 基 代 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村田 弘 司 市長 林 繁 美 副 市長  
坂田 文 和 消防 長 田畑 龍 男 消防本部次長  
西岡 博 和 消防本部総務課長 柴崎 隆 博 消防本部予防課長  
坪井 明 信 消防本部予防課係長

午前 11 時 15 分開会

委員長（馬屋原眞一君） それでは只今より建設観光委員会を開会いたします。開会にあたりまして、先程本会議でありましたように前佐々木委員長のご逝去によりまして、後任私馬屋原が委員長を務めることになりましたが、残任期間を務めると言うことで今後進めてまいります。いろいろ不慣れな点もあろうかと思っておりますけれども、皆さんの協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

それでは、先程の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案 1 件につきまして、審査いたしたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

それではこれより審査を始めます。議案第 16 号美祢市火災予防条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。柴崎予防課長。

消防本部予防課長（柴崎隆博君） それでは議案第 16 号美祢市火災予防条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の 16 - 1 ページ、そして参考資料の 17 ページに新旧対照表がありますのでお開き願います。議案第 16 号美祢市火災予防条例の一部改正について、美祢市火災予防条例（平成 20 年美祢市条例第 213 号）の一部を次のとおり改正するものとする。平成 22 年 11 月 30 日提出の一部改正条例案を説明申し上げます前に、改正理由を申し上げます。市長の議案説明のとおり、これは対象火気設備等の位置・構造、管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正を行われたことにより、本市においても火を使用する燃料電池発電設備の位置・構造及び管理の基準を定める条項に個体酸化物型燃料電池による発電設備を新たに加えると共に、複合型居住施設用自動火災報知設備を一定の基準に従って設置した住宅については、住宅用火災警報機等の設置義務を免除するため、本条例の一部を改正するものでございます。それでは改正条例案についてご説明申し上げます。新旧対照表でアンダーラインを引いているところが改正部分でございます。まず燃料電池発電設備、8 条の 3 に個体酸化物燃料電池を加えたものでございます。次に、設置の免除、第 29 条の 5、第 5 号の次に第 6 号を新たに加えたものでございます。附則としまして、施行期日及び経過措置を新たに設けたものでございます。以上で改正条例案の説明を終わります。

委員長（馬屋原眞一君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございません

か。はい。

委員（河村 淳君） 今、説明があったわけですが、私もちょっとわかりにくいところがあったが、固体酸化物型燃料電池とはどねいなもんです。

委員長（馬屋原眞一君） はい、柴崎課長。

消防本部予防課長（柴崎隆博君） 燃料電池はですね、電解質によって4種類ほどありまして、これの中の個体酸化物というのは、またいろいろな燃料電池はですね、水素と空気中の酸素を化合させて電気を発生する装置なんです。その種類の中の固体酸化物ということであります。

委員長（馬屋原眞一君） はい。

副委員長（萬代泰生君） 今の質問で、お答え私どもわかりにくいんですが、一般的にどういう器具に使われてる電池なのかというのは説明できますか。

委員長（馬屋原眞一君） はい、柴崎予防課長。

消防本部予防課長（柴崎隆博君） 一般的にと言いますか、使用されておるのは燃料電池の自動車ですか、これに開発が進んでおります。燃料電池車ということで。それと家庭用にも発電設備として開発が進んでおります。それと工業用とか大規模なものにも開発が進んでおるところです。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい。

委員（河村 淳君） こういう中身については大学いっちょらんから解らんのやが。これを加えるちゅうことは、それを増やせんやいけん理由があるのか。今までの分に加えると言うことは、この条例改正に、その分を加えんでもすまんちゅうことですか。その辺をちょっと問うてみる。

委員長（馬屋原眞一君） はい、柴崎課長。

消防本部予防課長（柴崎隆博君） 燃料電池も先程も言いましたように種類がありまして、新しく開発が進んだのがこの固体酸化物型というので、加えるものでございます。（発言する者あり）

委員長（馬屋原眞一君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） ないようでございますので、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより議案第16号美祢市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案1件につきまして、審査を終了いたしました。これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前11時23分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年11月30日

建設観光委員長

